三、株式会社河合楽器製作所に対する件

昭和四十五年（排）第三十五号

排除命令

静岡県浜松市寺島町二百番地
株式会社河合楽器製作所
右代表者　代表取締役　河合　滋

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社河合楽器製作所は、同社東京支店において、昭和四十五年三月一日から同年五月末日までを期間とし、「万国博施設参加記念特別セール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、景品類の価額の最高額が、㈠取引価額が

五万円未満のときは、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い額、(二)取引価額が五万円以上十万円未満のときは、三万円、(三)取引価額が十万円以上のときは、五万円をこえるものを提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社河合楽器製作所は、肩書地に本店を置き、楽器類および運動用具等の製造ならびに販売を事業としている者である。

株式会社河合楽器製作所は、同社東京支店において、「万国博施設参加記念特別セール」と称し、昭和四十五年三月一日から同年五月末日までの期間に、カワイアップライトピアノKU1型、同KU2型、同KU3型または同KU5型の購入契約をした者に抽せん券を与え、抽せんにより、特賞ソニートリニトロンカラーテレビ（九万九千八百円相当）を三名、一等ソニーデジタルトランジスターラジオ（一万三千円相当）を九名、二等ウクレレ（千円相当）を百名に提供した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、前記KU1型の現金販売価額二十万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、五万円である。よって、前記景品類中、特賞の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社河合楽器製作所の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年十月十四日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕
委員　有賀美智子
委員　高橋勝好
委員　柿沼幸一郎
委員　橋本徳男